

統計分科会について

1 分科会の設置

統計分科会は、社会保障審議会令第 5 条に基づき設置。

2 分科会の構成

統計分科会は当面 11 名で構成。

○委員：3 名（社会保障審議会の委員）

○臨時委員：8 名

3 分科会の所掌事務

所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、「統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること」。(社会保障審議会令第 5 条 1 項)

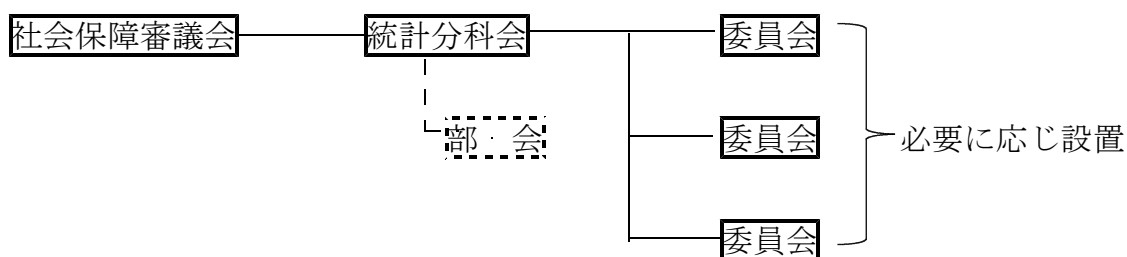
4 部会及び委員会の設置

(1) 分科会に部会を置くことができる（当面は設置しない）。

(社会保障審議会令第 6 条、社会保障審議会運営規則第 7 条)

(2) 分科会の定めるところにより委員会を設置。

(社会保障審議会運営規則第 8 条)



5 当面の審議事項

社会保障審議会の分科会として、社会保障及び人口問題と関連が深い統計について基本問題を中心に審議するが、当面は、統計の新規企画や既存統計の変更のうち、重要なものについて統計のあり方や統計の改善の観点から審議。